

補助金調書

補助金名	地域交流広場等管理運営事業補助金	担当課 (連絡先)	市民局コミュニティ推進部 コミュニティ推進課 (TEL 733-5161)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	地域住民団体	区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	前年度の10月末	
(公募の場合) 応募要件	面積が500平方メートル以上の民有地を、所有者から3年以上無償で借用して、管理運営のための委員会を設置する住民団体			
(非公募の場合) 非公募の理由				
補助開始年度	昭和43	年度	経過年数	47
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 地域において、幼児から高齢者までの住民のために、空き地を利用して自由に交流できる場を自主的に設置し、管理運営する地域住民団体に対し、必要な助成を行うことにより、地域住民の交流の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 ・地域交流広場を管理運営する地域住民団体に対し、地域交流広場の管理運営に要する経費</p>			
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0
終期を延長する理由				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年額30,000円の範囲内で、管理運営事業補助金を交付する。 (経過措置) ・旧児童広場(平成7年4月1日要綱廃止)については、下記の範囲内で、管理運営事業補助金を交付する。 <ul style="list-style-type: none"> (1)面積が50平方メートル以上100平方メートル未満の場合 年額 10,000円 (2)面積が100平方メートル以上300平方メートル未満の場合 年額 20,000円 (3)面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 年額 30,000円 		
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】			
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	(58) 件	60 件	61 件
	1,620 千円	(1,590) 千円	1,652.50 千円	1,685 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	全58件の地域交流広場及び旧児童広場の管理運営委員会に対し、補助金を交付。主に運営会議や除草・清掃活動、遊具点検などを実施。			
補助金交付 による効果	地域交流広場は地域住民団体が自主的に設置し、管理運営を行っており、管理運営に要する経費負担の軽減を図ることにより、地域住民の交流の促進に寄与している。			

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。